

○隠岐の島町孫抱き交付金交付要綱

平成23年10月24日

告示第69号

改正 平成25年3月19日告示第29号

(趣旨)

第1条 この告示は、孫抱き交付金の交付に関し、隠岐の島町補助金等交付規則(平成16年隠岐の島町規則第36号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の目的)

第2条 この交付金は、隠岐の島町内(以下「町内」という。)で結婚披露宴(以下「披露宴」という。)を行う者に対する交付金を交付することにより、町内での経済活性化と伝統文化の継承を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付対象者は、町内で披露宴を行う新郎新婦とする。

(交付対象)

第4条 交付金の交付対象となる披露宴は、次の要件を満たすものとする。

(1) 町内で披露宴を行う者

(交付金の額)

第5条 交付する交付対象額等は次のとおりとする。

(1) 前条に掲げる披露宴を行う者 1組につき25万円

(2) 前条に掲げる披露宴を行う者で、かつ披露宴において子授けの儀を行う者 1組につき30万円

(交付金の申請)

第6条 交付金を申請しようとする者は、披露宴予定日の1週間前までに次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 孫抱き交付金交付申請書(様式第1号)

(2) その他町長が必要と認める書類

(交付金の交付決定と通知)

第7条 町長は、前条による申請が適当と認められたときは、その旨を申請者に孫抱き交付金決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、当該披露宴の終了後30日以内に次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

ならない。

(1) 孫抱き交付金実績報告書(様式第3号)

(2) その他必要と認められる書類

(交付金の請求)

第9条 申請者は、交付金を請求しようとするときは、隠岐の島町孫抱き交付金請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(交付金の取り消し又は交付金の返還)

第10条 町長は、申請者が虚偽の申請、又は交付金の交付に関し不正の行為があったときは、交付決定を取り消し、又は既に交付金が交付されているときは、その返還を求めるものとする。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか交付金の支給に関し必要事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則(平成25年3月19日告示第29号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。